

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2024年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）弁護士の登録を受けていないFPが、報酬を得る目的で顧客の起こした自動車事故の交渉代理人となり、過去の判例を引用し、法律的な判断に基づく相手方との示談交渉を代行した。
- （イ）投資助言・代理業の登録を受けていないFPが、顧客に対して投資顧問契約に基づき、有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関して助言を行った。
- （ウ）税理士の登録を受けていないFPが、生前贈与を検討している相談者に対し、有料の相談業務において、贈与税に関する一般的な税法の説明と仮定の事例を用いた税額の計算方法を解説した。
- （エ）社会保険労務士の登録を受けていないFPが、報酬を得て顧客の社会保険に関する申請書類の作成を代行し、申請手続きは顧客自身が行った。

問2

消費者契約法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 消費者契約法において「消費者」とは、個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く）とされており、企業や団体などは含まれない。
2. 消費者契約の取消権は、当該消費者契約の締結時から2年を経過したときは、時効により消滅する。
3. 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害について、「法令に反しない限り、5万円を上限として賠償する」という免責条項は、有効である。
4. 「お客様は、当社に過失があると当社が認める場合を除き、契約の解除は一切できないものとします」という内容が重要事項説明書に記載しており、消費者がその説明を受けたうえで契約を締結した場合、消費者は後から当該契約を解除することはできない。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

浅見さんはQA投資信託を新規募集時に100万口購入し、特定口座（源泉徴収選択口座）で保有して収益分配金を受け取っている。下記＜資料＞に基づき、浅見さんが保有するQA投資信託に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

＜資料＞

[QA投資信託の商品概要（新規募集時）]

投資信託の分類：追加型国内公募株式投資信託

決算および収益分配：年1回

申込価格：1口当たり1円

申込単位：1万口以上1口単位

購入時手数料（税込み）：購入金額1,000万円未満 購入金額に対し3.30%

購入金額1,000万円以上 購入金額に対し2.20%

運用管理費用（信託報酬）（税込み）：純資産総額に対し年1.760%

[浅見さんが保有するQA投資信託の収益分配金受取時の運用状況（1万口当たり）]

収益分配前の個別元本：9,200円

収益分配前の基準価額：10,000円

収益分配金：1,000円

収益分配後の基準価額：9,000円

- ・ 浅見さんが、QA投資信託を新規募集時に100万口購入した際に、支払った購入時手数料（税込み）は、（ア）である。
- ・ 収益分配時に、浅見さんに支払われた収益分配金のうち、普通分配金（1万口当たり）は（イ）である。

1. （ア）22,000円 （イ）200円
2. （ア）22,000円 （イ）800円
3. （ア）33,000円 （イ）200円
4. （ア）33,000円 （イ）800円

問4

安藤さんと井川さんは、下記<資料>のとおり、QT株式会社の株式（以下「QT株式」という）を2024年1月から同年5月において毎月15日に購入した。安藤さんと井川さんのQT株式の取引に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、このほかにQT株式の取引はないものとし、手数料および税金は考慮しないものとする。また、購入株数は正しいものとする。

- ・ 安藤さんは株式累積投資制度で購入した。
- ・ 井川さんは購入の都度、単元未満株投資制度で購入した。
- ・ QT株式の1単元は100株である。
- ・ QT株式会社の本決算および議決権の基準日は3月末日である。
- ・ QT株式の期末株主配当金は、1株当たり100円であった。

<資料：QT株式の購入株価等の推移>

	購入月	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月
	購入株価（円）	3,630	3,880	3,150	3,580	3,650
安藤さん	購入金額（円）	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	購入株数（株）	22	20.6	25.4	22.3	21.9
井川さん	購入金額（円）	79,860	85,360	69,300	78,760	80,300
	購入株数（株）	22	22	22	22	22

1. 安藤さんの平均購入単価は、井川さんの平均購入単価よりも低くなっている。
2. 安藤さんは、2024年3月に保有株式を指値注文で売却することができるが、井川さんは、2024年3月に保有株式を指値注文で売却することはできない。
3. 安藤さんおよび井川さんは、2024年3月期の期末株主配当金を受け取ることができる。
4. 安藤さんおよび井川さんは、2024年に開催される定時株主総会の議決権を持たない。

問5

下記<資料>の特定口座（源泉徴収選択口座）で保有する外国債券（ゼロクーポン債）について、償還時の償還金額の円貨受取額を計算しなさい。なお、計算結果について円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

- ・ 米回国債（ゼロクーポン債）
- ・ 購入額面：10,000米ドル
- ・ 購入単価：90（額面100当たりの価格）
- ・ 為替レート（1米ドル）

	TTS	TTM（仲値）	TTB
購入時	141.00円	140.00円	139.00円
償還時	151.00円	150.00円	149.00円

※償還に際して、円貨換算した償還差益の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

問6

財形貯蓄制度に関する下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる適切な数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。

	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
契約締結の年齢要件	満（ア）歳未満	
積立期間	毎月の給与や賞与から定期的に5年以上	毎月の給与や賞与から定期的に5年以上。ただし、積立期間中の住宅購入に際しては、一定の要件で払出可
非課税限度額	<p>[貯蓄型] 財形住宅貯蓄と合算して元利合計（イ）万円まで</p> <p>[保険型] 払込保険料累計額385万円まで、かつ財形住宅貯蓄と合算して払込保険料累計額（イ）万円まで</p>	<p>[貯蓄型] 財形年金貯蓄と合算して元利合計（イ）万円まで</p> <p>[保険型] 財形年金貯蓄と合算して払込保険料累計額（イ）万円まで</p>
払い出し	（ウ）歳以降の契約所定の時期から5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払い。ただし、保険型の場合、終身受け取りも可	床面積・築年数等の要件を満たした住宅の取得または住宅の増改築（リフォーム）への支払い
目的外の払出時の原則的取り扱い	<p>[貯蓄型] 過去（エ）年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される</p> <p>[保険型] 積立開始時からの利息相当分すべてが一時所得扱いとなる</p>	<p>[貯蓄型] 過去（エ）年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される</p> <p>[保険型] 積立開始時からの利息相当分について、所得税および住民税が源泉徴収される</p>

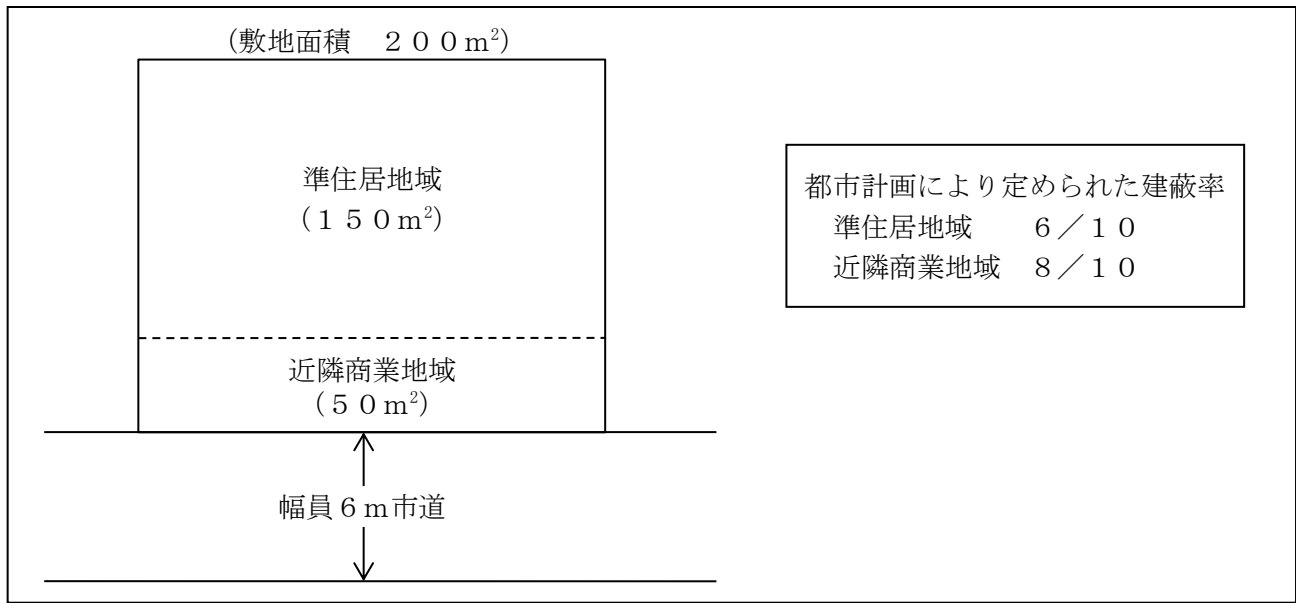
＜語群＞			
1. 3	2. 5	3. 7	
4. 50	5. 55	6. 60	7. 65
8. 500	9. 550	10. 600	

【第3問】下記の（問7）～（問11）について解答しなさい。

問7

建築基準法に従い、下記<資料>の土地に建物を建てる場合の建築面積の最高限度を計算しなさい。
なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>



問8

鶴見さんは、FPで税理士でもある榎田さんに不動産に係る固定資産税について質問をした。下記の空欄（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。

鶴見さん：「固定資産税について、教えてください。」

榎田さん：「固定資産税は、（ア）が、毎年（イ）現在の土地や家屋などの所有者に対して課す税金です。」

鶴見さん：「固定資産税には、住宅用地についての特例があると聞いています。」

榎田さん：「一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地（小規模住宅用地）には、住宅1戸当たり（ウ）以下の部分について、課税標準額を固定資産税評価額の（エ）とする特例があります。」

<語群>

- | | | | |
|---------|---------|-----------------------|-----------------------|
| 1. 国 | 2. 都道府県 | 3. 市町村（東京23区は都） | |
| 4. 1月1日 | 5. 4月1日 | 6. 200 m ² | 7. 240 m ² |
| 8. 3分の1 | 9. 6分の1 | | |

問9

伊丹さんは、自身の居住用財産である土地・建物の譲渡を予定しており、FPで税理士でもある妹尾さんに居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例（以下「本特例」という）について質問をした。下記〈資料〉に基づく本特例に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

〈資料〉

土地・建物の所在地：東京都△△区○△1-2-3
取得日：2022年2月17日
取得費：3,500万円
譲渡価額：4,300万円

- 「2024年10月31日に伊丹さんが家族と共に居住の用に供さなくなった場合、その日から2027年12月31日までに譲渡しなければ、本特例の適用を受けることはできません。」
- 「2024年中に譲渡する場合、伊丹さんの2024年の合計所得金額が2,000万円を超えるときは、本特例の適用を受けることはできません。」
- 「2024年中に譲渡する場合、譲渡先が伊丹さんの子であるときは、本特例の適用を受けることはできません。」
- 「2024年中に譲渡する場合、伊丹さんが2022年に本特例の適用を受けていたときは、本特例の適用を受けることはできません。」

問10

米田さんは、相続により取得した家を賃貸するに当たり、FPの目黒さんに借家契約の説明を受けた。借地借家法に基づく借家契約に関する下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。

契約方法		普通借家契約 制限はない	定期借家契約 (ア)
契約の更新		賃貸人が、期間満了の1年前から6ヵ月前までに更新拒絶の通知をした場合、(イ)、更新されない	期間満了により終了し、更新されない
契約期間	1年未満の場合	(ウ)	1年未満の契約期間を定めることもできる
	1年以上の場合	制限はない	(エ)

〈語群〉

- 制限はない
- 公正証書等の書面による
- 公正証書に限る
- 賃貸人に正当事由が認められるときは
- 賃貸人の正当事由の有無にかかわらず
- 期間の定めのない契約とみなされる
- 1年の契約期間とみなされる
- 2年の契約期間とみなされる

問 1 1

工藤さんは、下記<資料>の投資用マンションについて購入を検討しており、FPの住吉さんに質問をした。下記<資料>に基づく次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとし、計算結果について、小数点以下の端数が生じた場合は小数点以下第3位を四捨五入すること。

<資料>

- ・ 購入費用の総額：2,800万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額）
- ・ 想定される賃料（月額）：140,000円
- ・ 運営コスト（月額）：管理費等 23,000円
管理業務委託費 月額賃料の5%
- ・ 想定される固定資産税・都市計画税（年額）：130,000円

工藤さん：「この投資用マンションの実質利回りはどれぐらいですか。」

住吉さん：「この投資用マンションの実質利回りは、（ア）です。」

工藤さん：「購入に当たって、ローンを利用する場合、ローン返済額は全額必要経費になりますか。」

住吉さん：「不動産所得の金額の計算上、ローン返済額のうち（イ）は必要経費になりますが、（ウ）は必要経費になりません。」

1. （ア）4.25% （イ）元金部分 （ウ）利息部分
2. （ア）4.71% （イ）元金部分 （ウ）利息部分
3. （ア）4.25% （イ）利息部分 （ウ）元金部分
4. （ア）4.71% （イ）利息部分 （ウ）元金部分

【第4問】下記の（問12）～（問15）について解答しなさい。

問12

沼田吉弘さん（31歳）が加入の提案を受けた生命保険の保障内容は下記＜資料＞のとおりである。この生命保険に加入した場合、次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／生命保険提案書＞

ご提案書

（ご契約者） 沼田 吉弘 様
 （被保険者） 沼田 吉弘 様
 （年齢・性別） 31歳・男性

予定契約日：2024年10月1日
 払込保険料合計：××, ×××円
 支払方法：月払い、口座振替

特定疾病保険（死亡保障なし型）

更新 →

総合医療保険（先進医療保障あり型）

更新 →

▲
31歳
ご契約

▲
41歳

▲
65歳

◇ご提案内容

ご契約内容	保険期間	保険金・給付金等名称	主なお支払事由など	保険金額・給付金額等
収入保障保険 (5回保証)	65歳まで	収入保障年金	死亡したとき	初年度 120万円×35回(※1)
特定疾病保険 (死亡保障なし型)	10年	特定疾病保険金	がん等の特定疾病で 所定の治療を受けた とき(※2)	100万円
総合医療保険 (先進医療保障あり型)	10年	入院給付金	ケガや病気により入 院したとき	入院給付金日額1万円×入院 日数(1入院60日まで)
		手術給付金	公的医療保険制度の 対象となる所定の手 術を受けたとき	入院中の手術 10万円 外来手術 5万円
		先進医療給付金	先進医療による療養 を受けたとき	技術料と同額 (通算2,000万円)

(※1) 収入保障年金の支払回数は、毎年1回ずつ逓減します。ただし、最低5回を保証します。

(※2) がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき、心疾患による入院または手術を受けたとき、脳血管疾患による入院または手術を受けたとき、肝硬変・慢性膵炎による入院をされたとき、糖尿病による180日以上インスリン治療を受けたとき、慢性腎不全による透析療法を受けたときを指します。

2級 実技試験(資産設計提案業務・2024.9.8)

－10－

- ・ 沼田さんが、2027年12月10日に不慮の事故で死亡し、年金受取人である妻が収入保障年金を毎年年金で受け取る場合、保険会社から支払われる保険金・給付金等の合計は、(ア)万円である。
- ・ 沼田さんが、脳卒中により73日間継続して入院し、入院中に公的医療保険制度の対象となる約款所定の手術を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金等の合計は、(イ)万円である。
- ・ 沼田さんが、肺がんと診断確定され、先進医療に該当する重粒子線治療(技術料317万円)を受けた。7日間継続して入院し、重粒子線治療以外の治療は行わなかった場合、保険会社から支払われる保険金・給付金等の合計は、(ウ)万円である。

問13

生命保険の指定代理請求特約に関してFPの佐久間さんが行った次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、被保険者と保険金、給付金の受取人は同一人であるものとする。

1. 「入院給付金や特定疾病保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約による保険金は、疾病等により意思表示できない等の特別な事情がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人が代理請求することができます。」
2. 「指定代理請求特約を付加するに当たって特約保険料は不要です。」
3. 「指定代理請求人は保険期間の途中で変更することはできません。」
4. 「指定代理請求特約を付加し、所定の要件に該当した場合、保険契約者と被保険者が同一人の場合の保険料払込免除についても、指定代理請求人が代理請求することができます。」

問 1 4

志田さんは、下記<資料>の普通傷害保険について、携行品損害および個人賠償責任を補償する特約を付帯して、自身を被保険者として加入している。下記<資料>に基づく補償の対象に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

普通傷害保険の補償内容（抜粋）			
[主契約] 一省略一			
[特約]			
保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない場合
携行品損害	<p>偶然な事故により携行品（※）に損害が生じた場合</p> <p>◆次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・ コンタクトレンズ、眼鏡 ・ 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ラジコン模型 ・ 船舶、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカート等 	<p>被害物の再調達価額を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 欠陥</p> <p>③ 自然消耗または性質による錆、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</p> <p>④ 機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</p> <p>⑤ 置き忘れまたは紛失</p> <p>⑥ 楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損等</p>
<p>（※）「携行品」とは、被保険者（保険の対象となる方）の居住の用に供される保険証券記載の住宅（物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p>			
保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない場合
個人賠償責任	<p>住宅の所有・使用・管理または被保険者の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます）に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合</p>	<p>損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。</p>	<p>① 故意</p> <p>② 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>④ 心神喪失に起因する損害賠償責任等</p>

1. 志田さんが通勤中に、自身が所有するスマートフォンを誤って落として破損した場合、携行品損害の補償の対象となる。
2. 志田さんが自宅で旅行の準備中に、自身が所有する一眼レフカメラを誤って落として破損した場合、携行品損害の補償の対象となる。
3. 志田さんが自宅のベランダから誤って物を落とし、歩道を通行中の他人にケガをさせた場合の法律上の損害賠償責任について、個人賠償責任の補償の対象となる。
4. 志田さんがレストランでアルバイト中に、誤って料理をこぼして客の服を汚した場合、個人賠償責任の補償の対象となる。

問 15

横川真史さんが契約している下記<資料>の生命保険の税務に関する次の説明の空欄（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。また、真史さんの家族構成は以下のとおりであり、課税対象となる保険金はいずれも基礎控除額を超えているものとする。

<真史さんの家族構成>

氏名	続柄	年齢	備考
横川 真史	本人	52歳	会社員（正社員）
恵美子	妻	53歳	パートタイマー
翔	長男	16歳	高校生
拓斗	二男	13歳	中学生

<資料：真史さんが契約している生命保険契約の一覧>

	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
定期保険A	真史さん	真史さん	恵美子さん	—
終身保険B	真史さん	恵美子さん	翔さん	—
養老保険C	真史さん	真史さん	恵美子さん	真史さん

※養老保険Cの保険期間は20年である。

- ・現時点で真史さんが死亡した場合、みなし相続財産として相続税の課税対象となる死亡保険金の非課税限度額は（ア）である。
- ・真史さんが、余命3ヵ月と医師に診断された場合、定期保険Aのリビング・ニーズ特約により真史さんが受け取る保険金は（イ）である。
- ・現時点で恵美子さんが死亡した場合、終身保険Bから翔さんが受け取る死亡保険金は（ウ）である。
- ・養老保険Cの満期時に真史さんが受け取る満期保険金は（エ）である。

<語群>

- | | | |
|-----------------|-------------|-------------|
| 1. 1,000万円 | 2. 1,500万円 | 3. 2,000万円 |
| 4. 非課税 | 5. 相続税の課税対象 | 6. 贈与税の課税対象 |
| 7. 所得税・住民税の課税対象 | | |

【第5問】下記の（問16）～（問19）について解答しなさい。

問16

雑貨店を営む個人事業主の池谷さんは、2023年7月に自動車（新車）を購入し、その日から事業の用に供している。購入した自動車に関する内容等が下記＜資料＞のとおりである場合、下記＜資料＞に基づく池谷さんの2024年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、池谷さんは個人事業の開業年分（2022年）において、車両の減価償却方法として定率法を選定しており、この自動車を2024年12月末まで引き続き事業の用に供するものとする。また、償却保証額は考慮しないものとし、計算過程および計算結果において、円未満の端数が生じる場合は切り上げること。

＜資料＞

[自動車に関する内容]			
取得年月	法定耐用年数	取得価額	事業専用割合
2023年7月	6年	4,200,000円	100%
[耐用年数表（抜粋）]			
法定耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率	
6年	0.167	0.333	

1. 701,400円
2. 932,867円
3. 1,165,734円
4. 1,398,600円

問17

会社員の倉田さんは、2024年6月末に勤務先を退職した。倉田さんの退職に係るデータが下記＜資料＞のとおりである場合、倉田さんの退職一時金に係る退職所得の金額を計算しなさい。なお、倉田さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出しており、勤務先の役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

支給された退職一時金	2,250万円
勤続期間	25年1ヵ月

問 18

公的年金等に係る雑所得の取扱い等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 公的年金等控除額は、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額にかかわらず、公的年金等の収入金額の合計額に応じて計算される。
2. 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下であるときは、所得税の確定申告は不要である。
3. 公的年金等に係る雑所得の金額の計算は、「公的年金等の収入金額－公的年金等控除額」により計算するが、公的年金等控除額は、受給者の年齢が70歳以上か70歳未満かにより、控除額が異なる。
4. 公的年金等以外の雑所得として先物取引に係る雑所得等があり、当該雑所得の金額に赤字が生じた場合、その赤字の金額と公的年金等に係る雑所得の金額を通算し、雑所得の金額を計算することができる。

問 19

所得税に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。

- ・ 所得税の確定申告をしなければならない納税者について、毎年1月1日から12月31日までの所得に係る所得税の確定申告期間は、原則として、その年の翌年（ア）から3月15日までである。
- ・ 確定申告をする義務はないが、確定申告をすれば所得税が還付される納税者は、還付申告をする年分の翌年（イ）から（ウ）間に還付申告をした場合、還付を受けることができる。
- ・ 青色申告を選択している納税者で、その年において損益通算しても、なお控除しきれなかった損失の金額がある場合（純損失の金額がある場合）、その年の翌年以後、原則として最長（エ）間にわたり、損失の繰り越しをすることができる。

<語群>

- | | | | |
|---------|---------|----------|----------|
| 1. 1月1日 | 2. 2月1日 | 3. 2月16日 | 4. 3月15日 |
| 5. 1年 | 6. 3年 | 7. 5年 | 8. 7年 |

【第6問】下記の（問20）～（問23）について解答しなさい。

問20

下記の相続事例（2024年7月30日相続開始）における相続税の課税価格の合計額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額＞

土地：4,000万円（小規模宅地等の特例適用後：800万円）

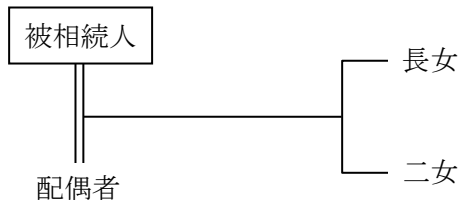
建物：200万円

現預金：3,000万円

死亡保険金：3,000万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）

債務および葬式費用：200万円

＜親族関係図＞



※土地は、「小規模宅地等の特例」の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金は、すべて配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※被相続人の相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もない。

※債務および葬式費用はすべて配偶者が負担している。

1. 5,300万円
2. 5,500万円
3. 6,800万円
4. 8,500万円

問 2 1

木内さんは、父の相続開始後の手続き等について、FPで税理士でもある高倉さんに質問をした。下記の空欄（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。

木内さん：「相続税がかかりそうです。相続税の申告書は、いつまでに提出する必要がありますか。また、準確定申告をしなければならない場合の提出期限を教えてください。」

高倉さん：「相続税の申告書は、相続人等が、その相続の開始があったことを知った日の翌日から、原則として、（ア）以内に提出しなければなりません。また、所得税の準確定申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から、原則として、（イ）以内です。」

木内さん：「相続人は、相続放棄をすることができると聞きました。いつまでにどのような手続きを行う必要がありますか。」

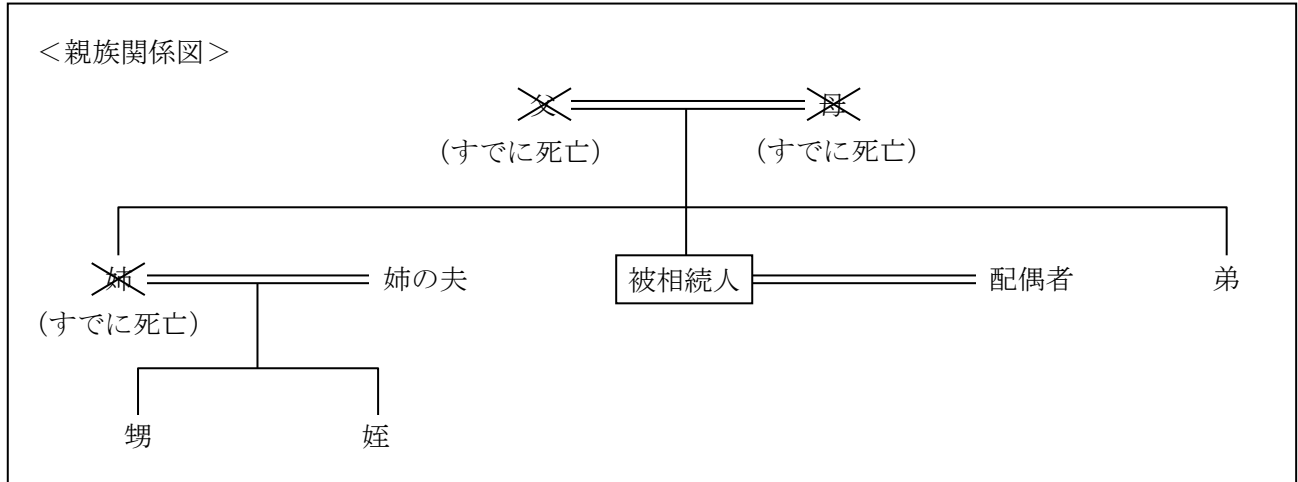
高倉さん：「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から、原則として、（ウ）以内に、（エ）にその旨を申述しなければなりません。」

<語群>

- | | | | |
|--------|----------|----------|----------|
| 1. 1ヵ月 | 2. 3ヵ月 | 3. 4ヵ月 | 4. 10ヵ月 |
| 5. 1年 | 6. 地方裁判所 | 7. 簡易裁判所 | 8. 家庭裁判所 |

問22

下記<親族関係図>の場合において、民法の規定に基づく法定相続分および遺留分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。



[各相続人の法定相続分および遺留分]

- ・ 被相続人の弟の法定相続分は（ア）である。
- ・ 被相続人の甥の法定相続分は（イ）である。
- ・ 被相続人の配偶者の遺留分は（ウ）である。

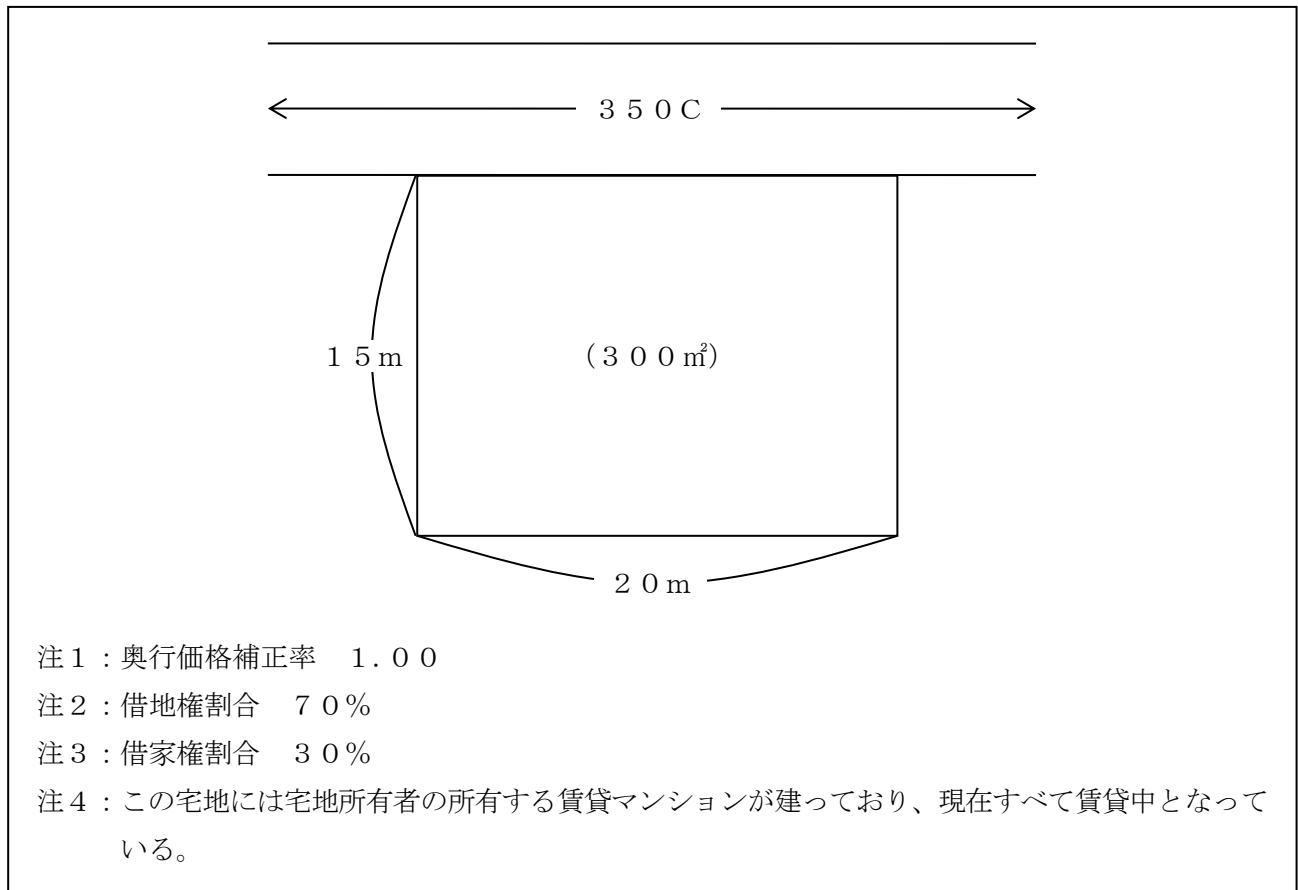
<語群>

- | | | | | |
|--------|--------|---------|---------|--------|
| 1. ゼロ | 2. 1/2 | 3. 1/3 | 4. 1/4 | 5. 1/8 |
| 6. 2/3 | 7. 3/4 | 8. 1/12 | 9. 1/16 | |

問23

下記<資料>の宅地（貸家建付地）に係る路線価方式による相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>



1. $350,000\text{円} \times 1.00 \times 300\text{m}^2$
2. $350,000\text{円} \times 1.00 \times 300\text{m}^2 \times 70\%$
3. $350,000\text{円} \times 1.00 \times 300\text{m}^2 \times (1 - 70\%)$
4. $350,000\text{円} \times 1.00 \times 300\text{m}^2 \times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%)$

【第7問】下記の（問24）～（問26）について解答しなさい。

＜露木家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
露木 稔	本人	1974年12月4日	会社員
理恵	妻	1973年3月20日	パートタイマー
綾乃	長女	2010年6月13日	中学生
英夫	長男	2012年8月22日	小学生

＜露木家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数		基準年	1年	2年	3年	4年	
西暦(年)		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
家族構成/ 年齢	露木 稔 本人	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	
	理恵 妻	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	
	綾乃 長女	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	
	英夫 長男	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	
ライフイベント		綾乃中学校入学	自動車購入	英夫中学校入学	綾乃高校入学		
		変動率					
収入	給与収入(本人)	1%					
	給与収入(妻)	1%					
	収入合計	—			1,066		
支出	基本生活費	2%	312			(ア)	
	住居費	—	178			178	
	教育費	—	102				
	保険料	—	144				
	一時的支出	—		350		67	
	その他支出	1%	72	73	73		75
	支出合計	—	808	1,141		966	
年間収支		—					
金融資産残高		1%	560		686	(イ)	

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。また、問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問 2 4

露木家のキャッシュフロー表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 5

露木家のキャッシュフロー表の空欄（イ）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 6

パーソナルファイナンスにおいては、ローンや消費生活に関する知識が必要である。クレジットカードの利用等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. リボルビング払いの残高スライド方式は、支払残高があらかじめ決められた額を超えるごとに毎月の返済額を減額する支払方法である。
2. カードローンとクレジットカードのキャッシング機能を比較した場合、一般的にクレジットカードのキャッシング機能の方が金利は低い。
3. カードローンの金利に適用される利息制限法では、借入元本の額が10万円未満、10万円以上100万円未満、100万円以上の場合で、それぞれ金利の上限が異なる。
4. クレジットカードのフリーローンは、一般的に事業資金として使うことが認められている。

【第8問】下記の（問27）～（問29）について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利率1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問27

岡さんは、契約していた養老保険の満期保険金250万円を受け取った。これを、5年間、年利1.0%で複利運用した場合、5年後の合計額はいくらになるか。

問28

増田さんは、現在居住している住宅のリフォーム資金の準備として毎年年末に30万円ずつ新たに積み立てようと考えている。10年間、年利1.0%で複利運用しながら積み立てた場合、10年後の合計額はいくらになるか。

問29

大久保さんは、子どもの大学入学資金として、9年後に120万円を用意したいと考えている。年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【第9問】下記の（問30）～（問35）について解答しなさい。

<設例>

安西真治さんは、民間企業に勤務する会社員である。真治さんと妻の亜紀さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある加瀬さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2024年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
安西 真治	本人	1987年2月13日	37歳	会社員（正社員）
亜紀	妻	1990年6月30日	34歳	会社員（正社員）
涼	長男	2017年7月22日	7歳	小学生
華	長女	2019年5月 1日	5歳	保育園児

[収入金額（2023年）]

真治さん：給与収入480万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

亜紀さん：給与収入370万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

[自宅]

賃貸マンションに居住しており、家賃は月額9万円（管理費込み）である。

マイホームとしてマンションを購入する予定である。

[金融資産（時価）]

真治さん名義

銀行預金（普通預金）：260万円

銀行預金（定期預金）：420万円

上場株式：120万円

投資信託：240万円

企業型確定拠出年金：170万円

亜紀さん名義

銀行預金（普通預金）：400万円

銀行預金（外貨預金）：180万円

投資信託：140万円

個人型確定拠出年金：80万円

[負債]

真治さんと亜紀さんに負債はない。

[保険]

団体定期保険A：保険金額1,000万円。保険契約者は真治さんの勤務先、保険加入者（保険料負担者）および被保険者は真治さんである。

収入保障保険B：年金月額15万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は真治さん、年金受取人は亜紀さんである。

[その他]

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問30

亜紀さんは個人向け国債（変動10年）の購入を検討しており、FPの加瀬さんに質問をした。個人向け国債（変動10年）に関する加瀬さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「適用利率は、実勢金利の動きに応じて、1年ごとに見直されます。」
2. 「適用利率には、年率0.05%の下限が設けられています。」
3. 「発行から1年経過すれば、原則として、いつでも一部または全部を中途換金することができます。」
4. 「中途換金する場合の換金額は、原則として、額面金額と経過利子相当額の合計額から中途換金調整額が差し引かれますが、中途換金調整額は直前2回分の各利子（税引前）相当額を基に算出されます。」

問 3 1

真治さんは企業型確定拠出年金に加入し、亜紀さんは個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入している。それぞれの制度に関する下表の空欄（ア）～（エ）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

	真治さん（企業型確定拠出年金）	亜紀さん（iDeCo）
勤務先の制度等	確定給付型の企業年金制度を実施していない企業であり、マッチング拠出が可能	確定給付型の企業年金、企業型確定拠出年金のどちらも実施していない企業
掛金	事業主が拠出 ※マッチング拠出分は加入者が拠出	原則として、加入者が拠出
拠出限度額 （月額）	55,000円 ※加入者が拠出するマッチング拠出分の掛金額は、（ア）	（イ）円
加入者が拠出した掛金の税制	マッチング拠出分の掛金全額が（ウ）の対象	掛金全額が小規模企業共済等掛金控除の対象
口座管理手数料の負担者	原則として、（エ）	加入者

1. 空欄（ア）にあてはまる語句は、「事業主の拠出額を超えてはならない」である。
2. 空欄（イ）にあてはまる数値は、「23,000」である。
3. 空欄（ウ）にあてはまる語句は、「個人年金保険料控除」である。
4. 空欄（エ）にあてはまる語句は、「事業主」である。

問32

安西さん夫婦はマンション購入に当たり、住宅ローンの年間元利合計返済額を世帯の手取り年収の20%以内に抑えたいと考えている。下記<資料>に基づき、住宅ローンの借入可能額を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとし、計算に当たっては、毎月の返済額は円未満を切り捨て、計算結果は万円未満を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

[住宅ローンの条件]

適用金利年2.5%（全期間固定）、返済期間25年（返済回数300回）、元利均等返済のみ（ボーナス返済なし）

[借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額早見表]

全期間固定金利、元利均等返済（ボーナス返済なし）の場合 （単位：円）

返済期間	適用金利		
	2.0%	2.5%	3.0%
25年	4,238	4,486	4,742
30年	3,696	3,951	4,216
35年	3,312	3,574	3,848

※記載されている数値は正しいものとする。

問 3 3

真治さんの健康保険料等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、真治さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である。また、健康保険料の計算に当たっては、下記〈資料〉に基づくこと。

〈資料〉

[真治さんに関するデータ]

毎月の給与：基本給 300,000円

通勤手当 15,000円

賞与：1回につき800,000円（年2回支給）

[標準報酬月額]

標準報酬月額	報酬月額	
	以上	未満
300,000円	290,000円	～ 310,000円
320,000円	310,000円	～ 330,000円

[健康保険の保険料率]

介護保険第2号被保険者に該当しない場合：10.00%（労使合計）

介護保険第2号被保険者に該当する場合：11.60%（労使合計）

1. 毎月の給与に係る健康保険料のうち、真治さんの負担分は18,560円である。
2. 賞与に係る健康保険料については、全額会社が負担する。
3. 真治さんが負担した健康保険料は、全額が社会保険料控除の対象となる。
4. 真治さんは、亜紀さんを健康保険の被扶養者とすることができる。

問34

亜紀さんは、真治さんが死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの加瀬さんに質問をした。真治さんが2024年9月に37歳で在職中に死亡した場合、真治さんの死亡時点において亜紀さんが受け取ることができる遺族給付に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、真治さんは、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

「真治さんが2024年9月に死亡した場合、亜紀さんには遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。亜紀さんに支給される遺族基礎年金の額は、老齢基礎年金の満額に相当する額に涼さんと華さんを対象とする子の加算額を加えた額です。華さんが（ア）を経過すると遺族基礎年金は支給されなくなります。

また、遺族厚生年金の額は、原則として、真治さんの被保険者期間に基づく老齢厚生年金の報酬比例部分に相当する額の（イ）相当額ですが、真治さんの死亡による遺族厚生年金は短期要件に該当するものであるため、被保険者期間が（ウ）に満たない場合は（ウ）として計算されます。」

<語群>

- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| 1. 18歳の誕生日 | 2. 18歳到達年度の初日 | 3. 18歳到達年度の末日 |
| 4. 2分の1 | 5. 3分の2 | 6. 4分の3 |
| 7. 240月 | 8. 300月 | 9. 360月 |

問35

真治さんは、現在の勤務先を退職した場合に受給することができる雇用保険の基本手当についてFPの加瀬さんに質問をした。雇用保険の基本手当に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、雇用保険の基本手当の受給要件はすべて満たしているものとする。また、真治さんは障害者等の就職困難者には該当せず、個別延長給付等の記載のない事項については一切考慮しないものとする。

「会社都合による退職の場合、（a）の経過後、基本手当が支給されます。また、本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇の場合の給付制限期間は、（b）です。なお、正当な理由のない自己都合により退職した場合であっても、（c）までは、給付制限期間が（d）となります。」

（ア）空欄（a）にあてはまる語句は、「7日間の待期期間および1ヵ月間の給付制限期間」である。

（イ）空欄（b）にあてはまる語句は、「最長3ヵ月間」である。

（ウ）空欄（c）にあてはまる語句は、「4年間のうち2回」である。

（エ）空欄（d）にあてはまる語句は、「2ヵ月間」である。

【第10問】下記の（問36）～（問40）について解答しなさい。

<設例>

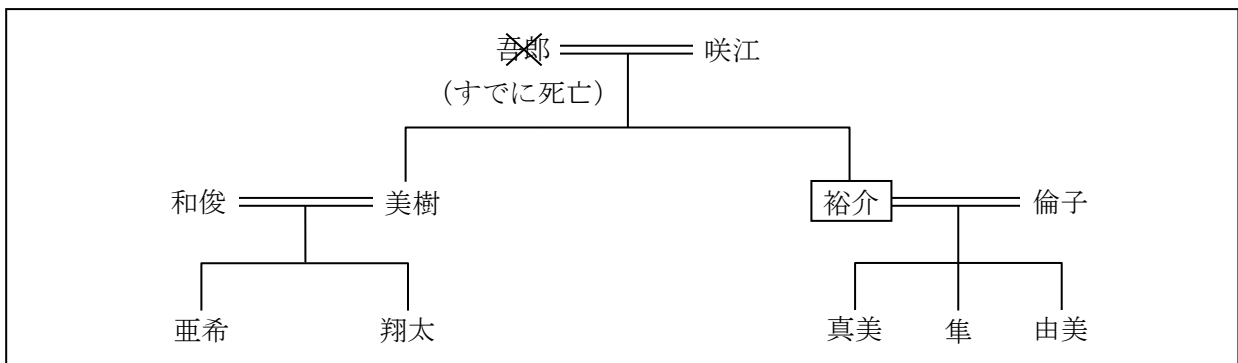
小売業（宇野商店）を営む自営業者（青色申告者）の宇野裕介さんは、今後の生活や事業などに関して、FPで税理士でもある青山さんに相談をした。なお、下記のデータは2024年9月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
宇野 裕介	本人	1970年6月15日	54歳	個人事業主
倫子	妻	1971年4月12日	53歳	青色事業専従者（注1）
真美	長女	2005年4月20日	19歳	大学生
隼	長男	2008年1月10日	16歳	高校生
由美	二女	2010年8月21日	14歳	中学生

注1：倫子さんは、青色事業専従者として裕介さんの事業に従事している。

II. 宇野家の親族関係図



III. 宇野家（裕介さんと倫子さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

（単位：万円）

	裕介	倫子
金融資産		
現金・預貯金	2,460	370
株式・投資信託	1,250	200
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（自宅の敷地）	2,300	
建物（自宅の家屋）	520	
土地（賃貸アパートの敷地）	1,400	
建物（賃貸アパートの建物）	350	
その他		
事業用資産（不動産以外）	200	
動産等	120	50

[資料2：負債残高]

住宅ローン：620万円（債務者は裕介さん。団体信用生命保険が付保されている）

事業用借入：1,310万円（債務者は裕介さん）

賃貸アパートの敷金：30万円

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額
定期保険A	裕介	裕介	倫子	1,000	—
終身保険B	裕介	裕介	倫子	300	220
終身保険C	裕介	倫子	裕介	200	180
終身保険D	裕介	倫子	裕介	400	150
終身保険E	倫子	裕介	倫子	300	280

注2：解約返戻金相当額は、2024年9月1日現在で解約した場合の金額である。

注3：終身保険Bには、主契約とは別に保険金額300万円の災害割増特約が付保されている。

注4：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注5：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

問36

FPの青山さんは、まず2024年9月1日現在における宇野家（裕介さんと倫子さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。

<宇野家（裕介さんと倫子さん）のバランスシート>

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
現金・預貯金	×××	事業用借入	×××
株式・投資信託	×××	賃貸アパートの敷金	×××
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	負債合計	×××
不動産			
土地（自宅の敷地）	×××		
建物（自宅の家屋）	×××		
土地（賃貸アパートの敷地）	×××		
建物（賃貸アパートの建物）	×××	[純資産]	(ア)
その他			
事業用資産（不動産以外）	×××		
動産等	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問37

裕介さんは、現在加入している生命保険で十分な保障を得られているか不安を感じている。そこで、自身が死亡した場合に支払われる死亡保険金で負債（賃貸アパートの敷金を除く）を全額返済した後、金融資産（現金・預貯金、株式・投資信託および生命保険の解約返戻金相当額）がいくら残るのかについて、FPの青山さんに試算してもらった。この試算に関する青山さんの次の説明の空欄（ア）にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、保有している株式・投資信託および解約返戻金相当額は2024年9月1日時点における時価で計算すること。また、税金などの記載のない事項については一切考慮しないものとする。

「現時点（2024年9月1日時点）で裕介さんが、がんにより死亡した場合、裕介さんの死亡により支払われる死亡保険金と宇野家（裕介さんと倫子さん）が保有する現金・預貯金、株式・投資信託および生命保険の解約返戻金相当額の合計額から、賃貸アパートの敷金以外の返済すべき負債返済後の金額は（ア）になります。」

1. 4,280万円
2. 4,880万円
3. 4,900万円
4. 5,200万円

問 38

裕介さんの2023年分の所得等の明細は下記<資料>のとおりである。下記<資料>に基づく<確定申告書>の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、裕介さんには下記以外に申告すべき所得はないものとし、記載のない事項は一切考慮しないものとする。また、問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

<資料>

該当する所得	収入金額等	必要経費等	備考
事業所得	1,800万円 (所得金額: 620万円)	***	宇野商店の売上高等
不動産所得	240万円 (所得金額: 80万円)	***	賃貸アパートの賃料収入等
雑所得	150万円	146万円	外貨預金(元本10,000米ドル)の円での受取額および預入額
一時所得	220万円	90万円	2023年中に解約した終身保険の解約返戻金および払込保険料総額(源泉分離課税の対象ではない)

<確定申告書(抜粋)>

(単位:円)

所得金額等	事業	営業等	①	6,200,000
		農業	②	
	不動産	不動産	③	800,000
		利子	④	
	配当	配当	⑤	
		給与	⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	***
		⑦から⑨までの計	⑩	***
	総合譲渡・一時		⑪	***
	合計		⑫	(ア)

1. 7,440,000
2. 7,690,000
3. 7,840,000
4. 8,340,000

問39

倫子さんは、60歳になった後も国民年金に任意加入し、65歳まで保険料の納付を続けようと考えている。倫子さんの公的年金の加入歴（見込みを含む）が下記＜資料＞のとおりである場合、倫子さんに65歳から支給される老齢基礎年金（付加年金を含む）の額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記＜資料＞に基づくものとし、計算過程および老齢基礎年金の額について、円未満の端数が生じた場合には、円未満を四捨五入するものとする。

＜資料＞

[倫子さんの公的年金の加入歴（見込みを含む）]					
20歳					60歳 65歳
▼					▼ ▼
① 36月	② 54月	③ 66月	④ 145月	⑤ 179月	⑥ 60月

① 国民年金の保険料未納期間
② 国民年金の第2号被保険者期間
③ 国民年金の保険料未納期間
④ 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間
⑤ 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間＋付加保険料の納付期間
⑥ 国民年金の任意加入被保険者としての保険料納付済期間＋付加保険料の納付期間

※これ以外に保険料納付済期間はなく、保険料免除期間もないものとする。

[その他]
老齢基礎年金の額（満額）：816,000円
倫子さんの加入可能年数：40年

1. 709,667円
2. 757,467円
3. 792,400円
4. 840,200円

問40

裕介さんは2024年7月、HA病院に15日間入院した。裕介さんの2024年7月の1ヵ月間における医療費等の状況が下記<資料>のとおりである場合、下記<資料>に基づく高額療養費として支給される額として、正しいものはどれか。なお、裕介さんは国民健康保険の被保険者であり、「限度額適用認定証」の提示はしていないものとする。また、裕介さん以外の家族も含め、同月中に他の医療費はなく、多数回該当に当たらないものとする。

<資料>

[支払った医療費等および賦課基準額]

保険診療分の医療費（自己負担分）	33万円
入院時の食事代	3万円
差額ベッド代	18万円
賦課基準額	849万円

[高額療養費の算定]

療養の給付 | 高額療養費 | 自己負担限度額

← 窓口での負担額 →

← 1ヵ月当たりの総医療費（保険診療分） →

[医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額（70歳未満）]

区分	賦課基準額	自己負担限度額
ア	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ	600万円超901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	210万円超600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ	210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税世帯	35,400円

1. 74,820円
2. 157,180円
3. 277,820円
4. 360,180円